

大磯町第五次総合計画基本構想の方向性について

■基本構想の定義・位置づけ等

①総合計画策定条例第2条第2号より

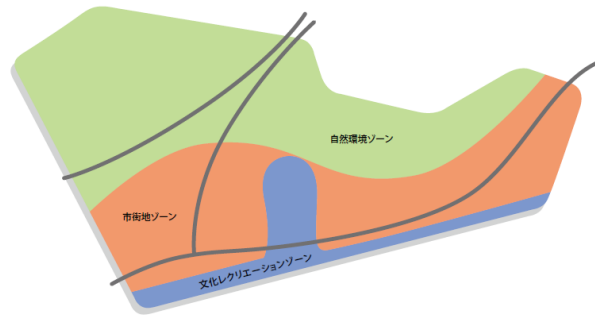
○（基本構想とは、）まちづくりの基本理念であり、目指すべき将来像及びこれを達成するための基本目標や施策の大綱を示すものをいう。

②第五次総合計画策定方針第3項第1号アより抜粋

○基本構想は、長期にわたる将来を展望し、望ましい「まちの将来像」を示し、それを実現するためのまちづくりの基本理念と、これにより実施していく施策の大綱を示し、町政運営の基本方針とします。

○基本構想は、令和3年度を初年度とし、10年を計画期間とします。

		第四次総合計画の内容	第五次総合計画での考え方
目的	第1章	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大磯町のめざすべき将来像と、これを実現するための施策の方向を明らかにするもの。</li> <li>・総合的・計画的なまちづくりを進めるための指針とするもの。</li> <li>・町政運営の方針を明らかにし、町政に対する理解と協力のもと、町民と行政が協働してまちづくりを進めていく方向性を示すもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 目的や意義を示すことで、計画の位置づけや役割、対象となる範囲等が明確となり、同じ視点の元で計画の実現に取り組むことができるようになります。</li> <li>・本計画を効果的に推進するため、目的や意義を明らかにすることとします。</li> </ul>
期間	第2章	15年間	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ [ 策定方針において計画期間は令和3年度を初年度とする10年間としています。 ]</li> <li>・目標年次を明らかにするため、計画期間を設定します。</li> </ul>
まちの将来像	第3章	<p>「紺碧の海に緑の映える住みよい大磯」</p> <p>◆美しい自然と由緒ある歴史・文化に恵まれた大磯を愛し、誇りを持つことにより、さらに住みよいまちづくりを目指す。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ [ 総合計画策定条例において「目指すべき将来像」を、策定方針において「(望ましい) まちの将来像」を示すこととしています。 ]</li> <li>・第一次計画から継続して、「まちの将来像」を掲げてきました。</li> <li>・町民等と目標を共有することで、一体感を持ったまちづくりを実施することができます。</li> <li>・総合計画は町政運営における最上位計画であり、下位計画となる分野別の個別計画にも通じる「まちの将来像」を定めることは、各種施策の目標を統一し、連動性を高めることができます。</li> <li>・「まちの将来像」を設定することで、中長期的な展望による継続性をもつ町政運営を図ることができます。</li> </ul>
まちづくりの基本理念	第4章	<p>○自然とくらしの共生</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・恵まれた自然環境を次代に引き継ぎ、自然と調和したまちづくりを行う。</li> <li>・限りある自然を大切にし、環境にやさしい取組みを進める。</li> <li>・美しい景観や快適な環境を未来に引き継ぐとともに、大磯で育まれてきた生活文化に新しい息吹を吹き込む。</li> </ul> <p>○手づくりと創造</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・まちづくりの主役は町民であり、町民が積極的に参加することが重要。</li> <li>・自主・自立的な活動の場や仕組みをつくる。</li> <li>・情報の共有化による町民・行政・事業者等の協働社会を構築。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎ [ 策定方針において「(まちの将来像を実現するための) まちづくりの基本理念」を示すこととしています。 ]</li> <li>◎ 様々な政策・施策・事業の展開を図るうえでの根底となるまちづくりの基本的な考え方を示すため、第四次総合計画から記載している項目です。</li> <li>・まちづくりの基本的な考え方や姿勢を定めることで、町民等を含めて統一感を持ったまちづくりが実現できます。</li> </ul>

第四次総合計画の内容		第五次総合計画での考え方
将来人口	第5章 <ul style="list-style-type: none"> <li>最終年度（2020年度）の推計値は前期策定時 30,000 人、中期・後期策定時 32,000 人。</li> <li>人口維持を基本に各種施策の推進により、33,000 人を目標。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一次計画から継続して、人口や世帯数に関する目標を設定してきました。</li> <li>人口動態は、公共施設、インフラ、住居等の需要などに影響をもたらすほか、それを供給・維持するための土地利用にも変化を及ぼすなど、様々な政策に影響する最重要ともいえる要素です。</li> <li>税金の約半分を住民税が占めている本町において、人口動態は本町の財政状況に直結する重要な事項です。</li> <li>各種政策を検討するにあたり、対象者の想定、期待できる収入や必要経費の算出など、政策決定において欠かすことのできない要素であり、あらゆる政策に共通して適用していくことが必要となります。</li> <li>町の最上位計画として、目標年次における適切な将来人口を設定し、それに見合った町政運営を進めていく必要があります。</li> </ul>
産業	第6章 <p>産業と観光施策の連動など、自然環境と調和した産業発展の仕組みづくりを進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農林漁業は担い手の育成、生産物の付加価値の向上による安定した生産基盤の確立。</li> <li>商工業はサービス機能の強化による独自性の創出、高度情報化社会に対応した新産業の創出。</li> <li>町民の自発的な活動を支援し、新たな視点での産業の活性化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一次計画から継続して産業の項目を位置付けてきました。</li> <li>将来的な産業の展望は人口及び土地利用の展望と密接に関係するものであることから、一体的に示していく必要があります。</li> </ul>
土地利用の基本的方針	第7章 <ul style="list-style-type: none"> <li>○自然環境ゾーン</li> <li>○文化レクリエーションゾーン</li> <li>○市街地ゾーン</li> <li>○土地利用構想図（右図）</li> </ul> ※まちづくり基本計画（全体構想）と連動  <p>土地利用構想図は、地形に沿って色分けされたゾーンを示しています。緑色の「自然環境ゾーン」は山岳部や谷間に、オレンジ色の「市街地ゾーン」は谷間の平地に、青色の「文化レクリエーションゾーン」は谷間の一部に配置されています。道路や河川も示されています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第一次計画から継続して、土地利用に関する方向性を定めてきました。</li> <li>第四次計画においては、策定期期を同じくして土地利用に関する個別計画である「まちづくり基本計画」の策定が進められ、まちづくり基本計画と連動した内容となっています。</li> <li>土地は町民生活や経済活動の共通基盤となり、都市機能のあり方や町域の均衡ある利用を図るなど、土地利用は町の将来像の実現に向けた重要な構成要素となることから、最上位の計画への位置づけが必要となります。</li> </ul>
施策の大綱	第8章 <ul style="list-style-type: none"> <li>○安全で安心なあたたかみのあるまちづくり</li> <li>○町民の力や知恵が集まるまちづくり</li> <li>○人と自然が共生する循環のまちづくり</li> <li>○心豊かな人を育てるまちづくり</li> <li>○個性と魅力と活力のあるまちづくり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>（総合計画策定条例において「(目指すべき将来像を達成するための) 施策の大綱」を、策定方針において「(基本理念により実施していく) 施策の大綱」を示すこととしています。）</li> <li>第一次計画から継続して、町の将来像の実現のための方向性を「施策の大綱」として掲げてきました。</li> <li>まちの将来像の実現のためには、まちづくりの基本的な目標となる施策を展開するための方向性を示し、計画的に取り組んでいく必要があります。</li> <li>町の取り組む方向性を明らかにすることで、方向性を同じくする町民、団体、企業等のあらゆる主体の活動を促進することができます。</li> </ul>